

仕事と子育てが両立でき、
長く暮らし続けられるまち・千葉市

市長と語ろう会（令和5年度下期）



目次

1. 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・p.2
2. 教育施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・p.14
3. 健康推進・福祉の充実・・・・・・・・・・・・p.19

子育て支援の充実

妊娠期・産後の支援

産後ケア事業

育児不安の軽減、産後うつへの早期介入、安心して子育てできる支援体制の確保など、家庭訪問や、医療機関・助産所でのデイケアや宿泊を通じて、助産師等の専門職による心身のケアや育児指導などを行う。

【対象】 育児などに不安があり、サポートが必要な産後4か月までの母子
(37週未満で出生された場合、出産予定日から起算して4か月まで)

【内容】 授乳方法の指導、乳房ケア、母親の休息、産婦の健康管理、
沐浴・抱き方等の育児方法の実技指導など



エンゼルヘルパー派遣

妊娠中又は出産後、家事又は育児を手伝える方がいない家庭などに、千葉市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児を援助する。初回無料。

【利用期間】 妊娠中から出産後1年未満（お子さんが1歳を迎える前日まで）

【サービス内容】 食事の準備及び後かたづけ、衣類の洗濯・補修、居室等の日常的な掃除、授乳、おむつ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備など

産婦健康診査費用助成

産後うつの早期発見のため、産後1か月頃までに医療機関で受診する産婦健診費用の助成制度を開始（令和5年10月から）（助成額 5,000円/回 2回まで）

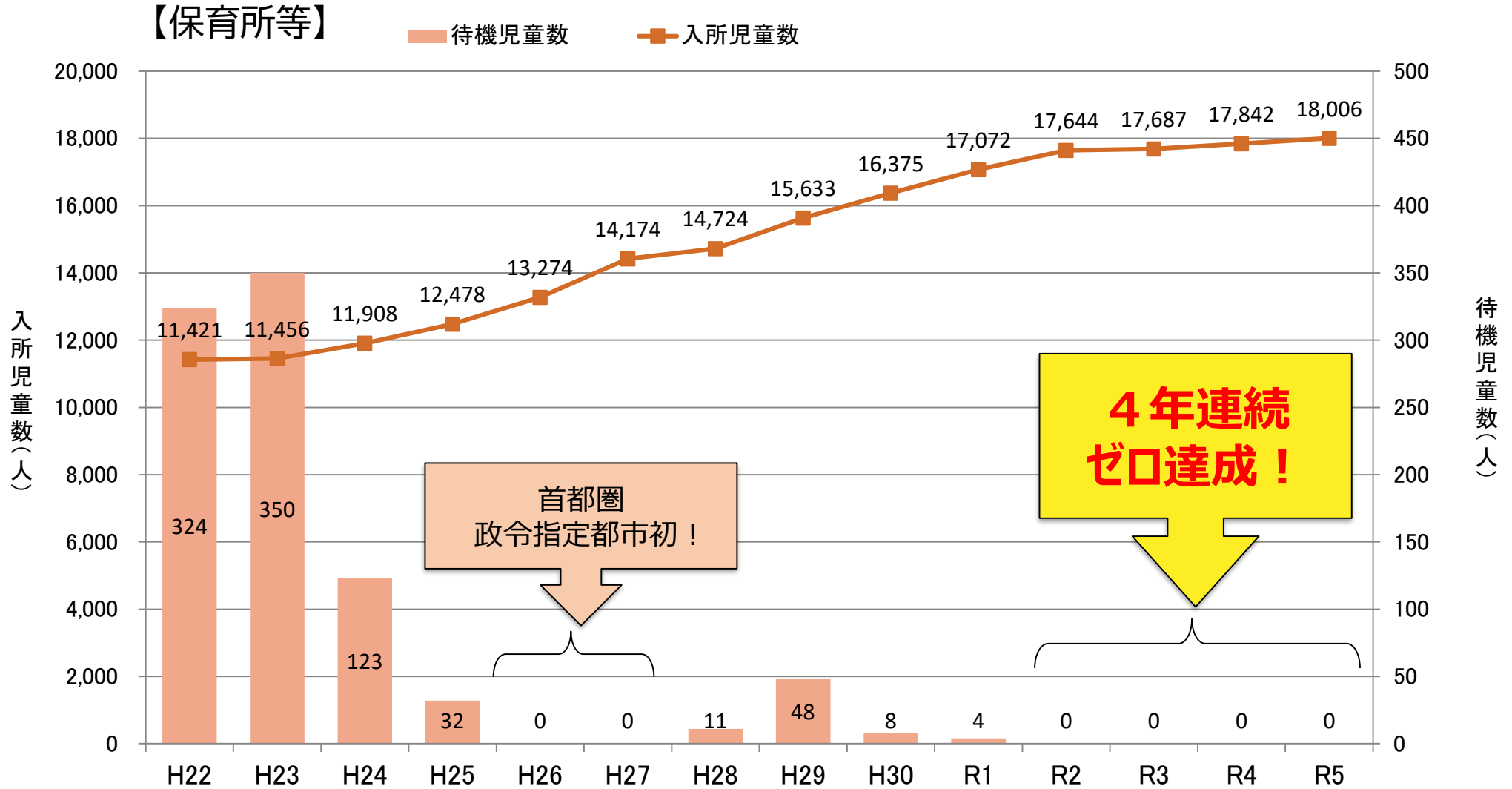
乳幼児健康診査（3歳児健診）

弱視の早期発見のため、これまでは2次健診でのみ実施していた屈折検査機器による視力検査を、1次健診において全員に実施（令和5年7月から）

子育て支援の充実

待機児童の解消

保育所等の入所・待機児童数の推移(毎年4月1日現在)



子育て支援の充実

待機児童の解消

民間保育園等整備

- 千葉市こどもプラン（第2期）（計画期間 令和2年度～令和6年度）に基づき、保育需要の動向を見極めながら施設整備を着実に実施
- 令和5年度は、直近の保育需要の水準に見合った整備量として、**451人分**の受け皿を整備予定

【保育所等入所者数と保育の受け皿確保の推移】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等入所者数(対前年度)	17,687人 (+43)	17,842人 (+155)	18,006人 (+164)
保育の受け皿確保数	209人	523人	451人

主な取組み

- 認定こども園移行（増設・改修等）・民間保育園整備（新設・定員増に関わる改修）に対する補助
- 民間保育園整備に係る賃借料を補助（開園前・開園後）
- 期間限定保育（※）を実施

※新規開設の認可保育所等で保育室の空きスペースや保育士に余裕がある場合に、保育所等の利用ができない1・2歳児を1年度間限定でお預かりする事業

幼児教育・保育のバージョンアップ宣言

バージョンアップ宣言とは…

「千葉市こどもプラン」における教育・保育等の質の確保・向上に係る取組項目を推し進め、保育の質のより一層の向上を図るため、現在の取り組みに加え、更なる質向上策に取り組むために、令和5年3月に策定

公立保育所における休日保育

日曜日や祝日等に保育を必要とする児童を預かるため、公立保育所で休日保育を開始。

実施施設	●幸第一保育所（美浜区幸町2丁目）
実施日等	●日曜日・祝休日・年末（12月29日～31日） ●午前7時～午後6時
対象児童	●保育の支給認定を受け、本市の認可保育所等に入所する児童 ●日曜・祝日においても、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な児童 ●生後3か月から就学前の児童



子育て支援の充実

幼児教育・保育のバージョンアップ宣言

園によるおむつ処理

- 公立保育所では令和2年10月から使用済み紙おむつを各園で廃棄し、保護者負担を軽減
- 民間園についても、令和3年10月から使用済み紙おむつの廃棄等の費用を補助し、負担軽減を促している

医療的ケアを要する児童の受入体制確保

- 医療的ケア児受入れの基本的な考え方や留意すべき点を示したガイドラインに基づく受入れ
- 公立保育所に配置している医療的ケア対応看護師の増員（令和5年度7人）

外国人児童・保護者対応

外国人児童・保護者及び保育者の負担軽減を図るため、公立保育所に通訳等を行う職員を配置（令和5年度4人）

キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成

交通事故を防止し、児童の命を守るために、市内の駅周辺に「キッズゾーン」を整備するとともに、園外活動を見守る「キッズガード」の配置を助成

キッズゾーン整備	<ul style="list-style-type: none">● 令和4年度 J R 稲毛駅周辺● 令和5年度 J R 都賀駅、J R 新検見川駅周辺
キッズガード配置助成	<ul style="list-style-type: none">● 令和4年度 園庭がない民間保育園を対象● 令和5年度 小規模保育事業等にも助成対象を拡大



幼児教育・保育のバージョンアップ宣言

民間保育園等巡回指導

民間保育園等を巡回し、保育内容や保育の環境設定などについて助言・指導を行うとともに、園からの相談に応じる巡回指導員を配置（令和5年度 16人）

教育・保育人材の確保

- ・ 月額3万円の給与の上乗せ助成
- ・ 月額6万3千円の家賃補助
- ・ 保育士として就職することを旨とする学生等に対する修学資金等の貸付
- ・ 潜在保育士・看護師の再就職を支援するための研修の実施

幼児教育・保育人材支援センターの開設

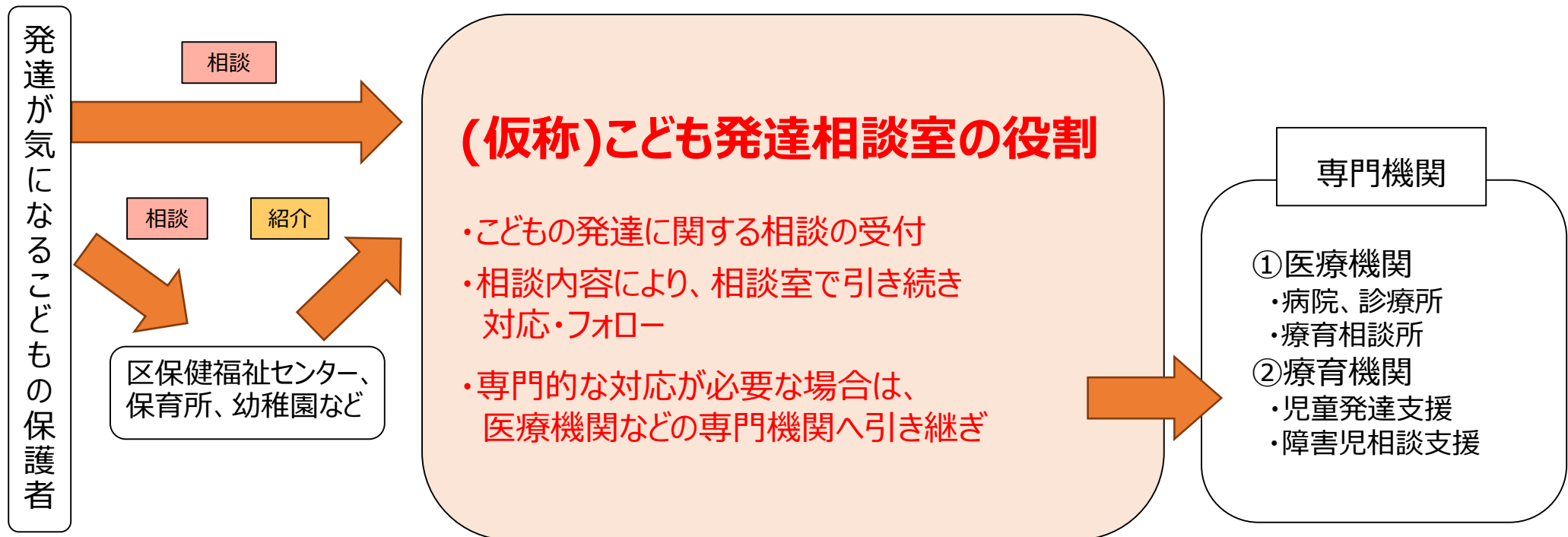
幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のため、研修や相談対応の拠点機能を担う「幼児教育・保育人材支援センター」を令和6年4月に開設予定

- ・ 研修機能・・・保育士等がそれぞれのキャリアパスに応じて受講すべき研修体系を整理し、研修の意義を明示しながら受講勧奨を行う。
- ・ 相談機能・・・幼児教育・保育に精通した常駐相談員を配置し、保育や人間関係の悩みを気軽に相談できる専門の窓口を設ける。

子どもの発達に関する相談

(仮称) こども発達相談室

- ・ こども（就学前児）の発達について、**気軽に相談できる窓口**を設置。
- ・ 早期の適切な支援につなげる。



○設置時期

令和6年度以降、相談対応に必要な人員が確保でき次第、設置予定。

○今後の取組み

専門職の採用活動や、職員の研修などに取り組む。

子育て支援の充実

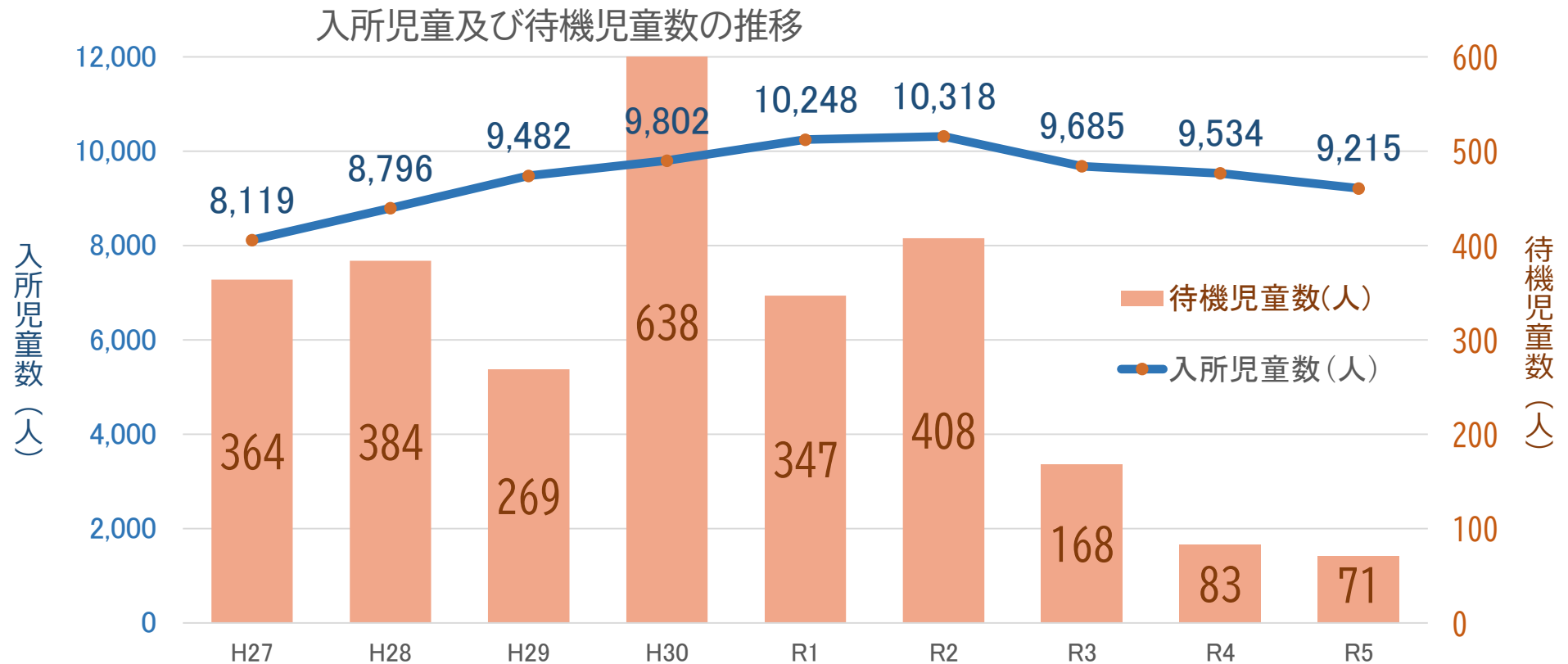
放課後児童の居場所づくり（子どもルーム）

子どもルームの入所・待機児童数の推移（毎年4月1日現在）

受入枠の拡充の取組み

積極的な施設整備・・・待機児童増加に伴い千葉市こどもプラン(第2期)に基づき受入枠を拡充
指導員の人材確保・・・公設子どもルームの民間事業者委託など運営の多様化を推進

待機児童数 平成30年：638人→令和5年：71人



※ 利用者数の減少はアフタースクール移行などの取組みなどが要因

放課後児童の居場所づくり（子どもルーム）

子どもルームの整備

待機児童解消に向け、子どもルームの整備を実施
（令和5年度 実施設計：2か所 受入枠：200人分）



子どもルーム運営（夏季休業時拡大枠）

待機児童解消に向け、特に利用希望の多い夏季休業期間に受入拡大枠を設定
（令和5年：5校で実施、利用児童107人）

子どもルーム運営（土曜預かり時間延長）

全ての公設子どもルームにおいて土曜日の預かり時間を延長
（令和3年：8時から16時30分まで → 令和4年：8時から18時まで）



子どもルームに学習用Wi-Fiを整備

児童がギガタブを活用して学習ができるよう、令和7年度までにすべての子どもルームにインターネット環境を整備
（令和5年度：26か所の整備を実施）

子育て支援の充実

放課後児童の居場所づくり（アフタースクールへの移行）

第2期千葉市放課後子どもプランの策定（令和5年3月）

千葉市の放課後施策を総合的・計画的に推進する体制を改めて整備するため、令和5年3月に「第2期千葉市放課後子どもプラン」を策定



アフタースクール運営

児童の放課後における安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するため、当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指す。令和5年度以降は年10校ずつ拡充し、令和12年度までに98校への導入を完了。



放課後子ども教室運営の民間委託

アフタースクール導入が当面困難な学校（9校）について、放課後子ども教室の安定的、継続的な活動機会を確保するため、民間事業者による企画運営をモデル実施
令和5～6年度に1校でモデル事業として実施し、令和9年度までに残り8校へ展開

放課後子ども教室活動支援

アフタースクール導入が令和10年度以降となる見込みの24校について、放課後子ども教室の安定的、継続的な活動機会を確保するため、総合コーディネーターによる活動支援を実施
令和5年度は18校に支援を実施し、令和9年度までに24校に支援を提供予定

子育て支援の充実

第2期こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定

第1期計画における課題を踏まえ、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、子どもの貧困対策を推進するために策定
市の子どもの貧困対策に関する事業を体系的に整理



主な取組み



① 生活自立・仕事相談センターに子どもナビゲーターを配置

（配置済み：中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区 今年度配置：美浜区）

生活習慣に課題のある児童と、課題のない児童との間に学力の格差
⇒基本的な生活習慣の改善を働きかけるとともに、必要に応じて教育センター、児童家庭支援センター、学習支援事業など適切な支援機関につなげる

② ひとり親家庭へ学習塾費や習い事費用などを助成（令和元年8月～）

経済的理由で学習塾などに通えない子どもたちのために、民間の学習塾や習い事などに使えるクーポンを交付
生活保護世帯又は児童扶養手当全部支給世帯の小学5・6年生が対象

生活保護世帯等に対する学習・生活支援

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学2年生及び3年生を対象、高校進学のための学力向上を目的とした学習支援や生活支援を実施。新たに中学1年生へ学習意欲向上に向けた啓発を実施。

子育て支援の充実

子どもの医療費助成、給食費の無償化など

子どもの医療費助成

子育て世帯の医療費負担の更なる軽減を図るため、助成制度を拡充
(保険調剤の無料化、第3子以降の無料化、通院回数などが多い世帯の負担軽減)
令和6年度から助成対象者を高校3年生相当年齢まで拡大予定

第3子以降の学校給食費無償化

多子世帯の経済的負担軽減のため、令和4年1月より実施
(要件) ・子を3人以上扶養し、第3子以降が、千葉市立学校で給食の提供を受けていること
・生活保護や就学援助の対象でないこと (これらの制度により給食費の支援を受けられるため)
・学校給食費の滞納がないこと

その他学校に係る費用の負担軽減

○生活保護世帯

小中学生の給食費は、生活保護の教育扶助として、直接、支給されているほか、教育扶助としては、基準額、学校が指定する教材の購入費、課外のクラブ活動を行うため費用を給付している。
また、小中学校へ入学するための準備に係る費用として、入学前に入学準備金を給付している。

○就学援助制度

経済的に困難な方を対象に、学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などを援助する制度
(対象となる方) ・生活保護を受給、停止又は廃止 ・児童扶養手当を受給
・国民年金保険料免除、国民健康保険料減免 ・市民税が非課税 など

教育施策の充実

教育・学習環境整備

トイレの環境整備

トイレの洋式化や床のドライ化の改修（令和6年度末の完了予定）

老朽化対策

本市の学校施設の約80%が築30年以上経過し、老朽化が進行。
大規模改造、外部改修、各種改修等。（平成28年度から、計画的な保全を開始）

エアコン設置

普通教室、特別教室への整備は完了。
体育館への冷暖房設備導入に向けた整備手法の調査・検討。

避難所としての整備

○蓄電池の整備

避難所における停電時の電力を確保するため、避難所運営に十分な電源設備を備えていない市立学校及び公民館に可搬型蓄電池を整備

- ・ 整備箇所数 市立学校・公民館等 計51か所

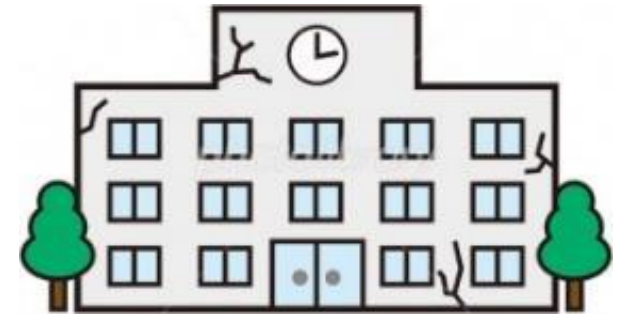
※再生可能エネルギー設備導入事業と併せて、今年度中に全市立学校及び公民館で電源確保

○マンホールトイレ整備

避難所となる市立学校にマンホールトイレを計画的に整備

- ・ 令和5年度整備箇所数 6か所

※今年度で市立学校全166か所へ整備完了



教育施策の充実

学校教育等の充実

小学校における専科指導のための非常勤講師の配置

常勤の専科指導教員との組み合わせにより、小学校高学年において一部教科担任制を導入し、専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科非常勤講師の配置を進めていく。

対象教科 音楽、図工、家庭、体育、外国語

(令和5年度 音楽21名 図工30名 家庭43名 体育8名 外国語10名)



公立夜間中学の設置

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方などの学び直しを支援するため、令和5年4月1日に教育複合施設「まさご夢スクール」内に、夜間中学「**千葉市立真砂中学校かがやき分校**」を設置。

同年4月18日には、新入学生38人を迎え開校式・入学式を開催。

また、令和6年度入学に向け8月にオープンスクール、9月に学校説明会を開催。



<開校式の様子>

教育施策の充実

いじめ・不登校等への取組み

ライトポートの支援体制強化

不登校児童生徒の低年齢化や通級生の増加等に対応するため、教育支援センター「ライトポート」に小学生専用の教室を開設、スクールカウンセラーを配置するなど支援体制を強化

・小学生専用教室開設箇所

稲毛区、若葉区、緑区を追加（全6区に整備完了）

・指導員

各小学生専用教室に2人配置



＜ジャガイモ掘りの様子＞

教育センター来所相談カウンセラーの活用

教育センターにおいて、重篤なケースへの相談に対応するため、心理士資格を持ったカウンセラーを新たに配置



家庭訪問カウンセラーの活用

重篤な引きこもり等の児童生徒を支援するため、家庭訪問カウンセラーの配置体制を充実
令和5年度より長期休業期間も対応

教育施策の充実

いじめ・不登校等への取組み

スクールカウンセラー活用

いじめや不登校などの悩みを解消するため、スクールカウンセラーの配置体制を充実
小学校大規模校（6校）への配置時間拡充（令和5年：200時間）
ライトポートへの配置施設数増（ライトポート稲毛に新規配置）

ステップルームティーチャー（SRT）活用

様々な要因で教室に入ることができず、ステップルーム（教室以外の別室）に
登校する児童生徒に対してステップルームティーチャー（専任の支援員）を配置
（令和5年度 小学校2校、中学校2校に1名ずつ配置）

青少年サポートセンターによる支援

○相談

20歳未満の青少年及び保護者等を対象に電話・来所・訪問相談に対応。
青少年サポートセンター5分室に2名ずつ相談員を配置。

○青少年サポート事業

不登校や問題を抱えている児童・生徒を受け入れ、学習支援や生活改善に向けた相談活動を実施している。



< S R T 活用の様子 >

(仮称) 千葉市子ども基本条例の制定に向けた取組み (令和7年度施行予定)



○背景

- 国において令和5年4月から「子ども基本法」が施行、「子ども家庭庁」が発足
- 本市においても少子化の進行、児童虐待相談対応件数の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く状況が深刻化

○目的

- 未来を担うすべてのこどもたちが自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成
- こどもの権利の保障をはじめ、こどもに関する施策の総合的な推進

千葉市子ども基本条例検討委員会

- 令和5年1月に千葉市子ども基本条例検討委員会を設置し、検討を開始
- 委員会は公募市民、こどもに関する事業者、学識経験者等20名により構成
- 委員会と並行して、広くこどもを含む市民等を対象にしたアンケート、シンポジウムを実施

がん患者支援

がん患者アピランスケア支援事業

令和5年10月拡充

<対象>

がん治療に伴うアピランス（外見）の変化に対処する目的で令和5年4月以降購入した以下の補整具等の費用の一部を助成

- ①ウィッグ（毛付き帽子含む）及び頭皮保護ネット
- ②胸部補整具（補整下着、補整パッド）
- ③エピテーゼ（人工の乳房、乳頭、鼻、耳、指など）

<助成額>

購入金額または以下の上限額のうちいずれか低い金額

- ①ウィッグ等 5万円
- ②胸部補整具 2万円
- ③エピテーゼ 5万円

※購入後、1年以内に申請して下さい。

若年がん患者の在宅療養生活支援事業

<対象>

40歳未満の回復見込みのないがん患者の方が利用する以下のサービス

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具の貸与・購入

<助成額>

サービス利用料の9/10（上限5万4千円/月）
※事前の利用申請が必要

令和5年3月以前のウィッグ購入者（申請期間は購入後1年）にも支援制度があります。
詳しくはホームページをご覧ください、下記にお問い合わせください。



障害者支援

障害者の就労支援（障害者職場実習事業）

障害者の企業での一般就労の支援及び企業における障害者雇用の促進を目的に、障害者職場実習事業（一般就労を希望する障害者に対する企業での職場実習）を実施する。

障害者の就労支援（重度障害者等就労支援）

障害者の社会参加を促進するため、重度障害者等が就労するにあたり、通勤や職場などで身体介護サービスを利用する際の支援を実施

対象者 障害福祉サービスのうち重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する重度障害者等

精神障害者ケアラー支援

精神障害者の家族の不安や負担感を軽減するため、病気や適切な対応について学ぶ精神障害者家族向け学習会（入門編）を実施。



親なき後の支援体制

地域生活の受け皿であるグループホームを支援するため、運営費の補助を行うとともに、令和4、5年度には、重度の障害者向けのグループホーム整備に対する支援を実施した。また、成年後見制度の利用促進や、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援を実施する。

健康推進・福祉の充実

地域包括ケアシステム構築・強化の推進

社会福祉法人等による特別養護老人ホーム整備費助成

特別養護老人ホーム 4,442床 併設ショートステイ 1,085床

地域密着型サービス整備費助成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護10か所

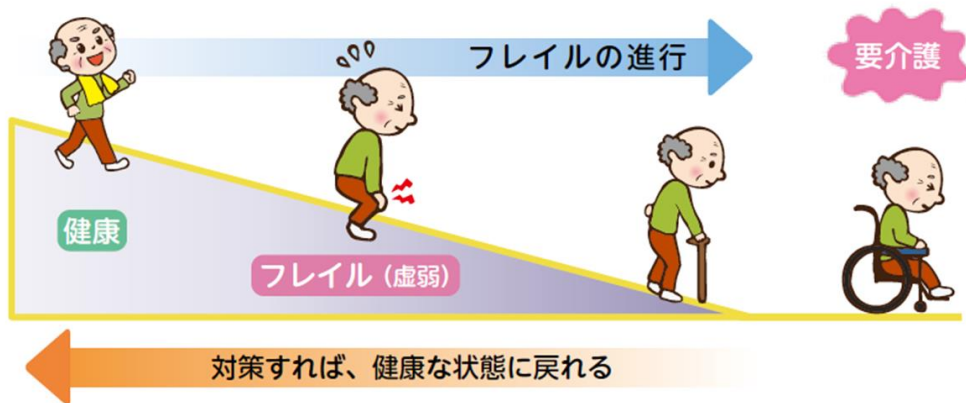
(看護) 小規模多機能型居宅介護34か所 認知症対応型共同生活介護99か所



フレイル予防

年を取って疲れやすくなった、食欲が減った、一日中家にいる、など、加齢により心と身体の活力が弱まった状態がフレイル。

健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間を意味し、加齢により生じやすい衰え全般を指す。



フレイルの3つの原因

身体の虚弱

- ・運動器障害
- ・低栄養状態

心・認知の虚弱

- ・うつ
- ・認知機能低下

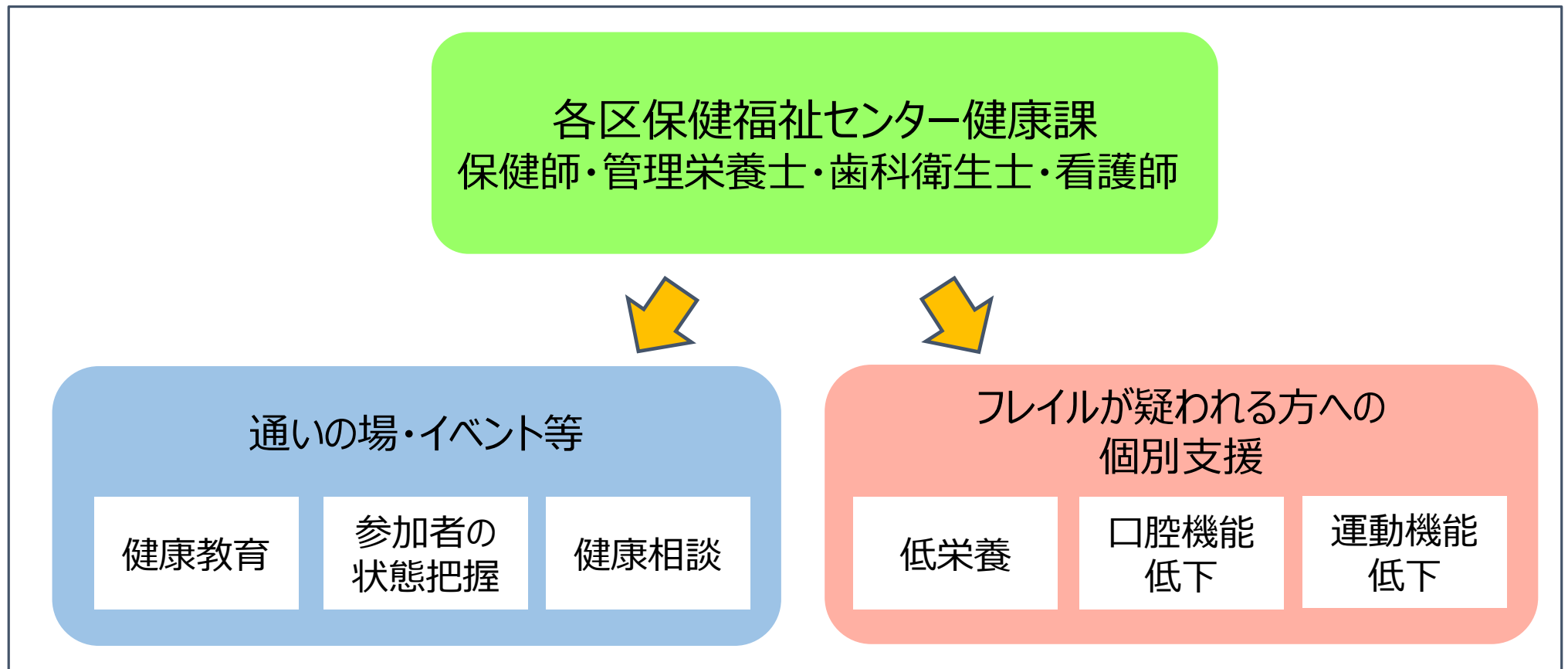
社会性の虚弱

- ・閉じこもり
- ・孤独

フレイル予防

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

各区保健福祉センター健康課に配置した医療専門職が、健診の結果等から把握した、フレイルが疑われる75歳以上の後期高齢者に対して、個別支援を行う。
また、地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育を行うとともに、参加者の健康状態の把握や健康相談を行う。



認知症対策

認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい理解を持つ「認知症サポーター」を養成し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを推進。

認知症サポーター養成者数 **90,993** 人 (令和5年8月末時点)

認知症カフェ

認知症の人とその家族、地域にお住まいの方や専門職など誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場。

認知症カフェ設置数 **43** か所 (令和5年8月末時点)

認知症の早期発見・早期対応

もの忘れチェック事業

医療機関との連携により、健康診査等受診者のうち認知症のリスクが疑われる方に対する簡易検査を令和5年10月から実施。

認知症初期集中支援チーム

看護師や作業療法士等からなる専門職の支援チームが、あんしんケアセンターと連携し、自宅訪問等により、ご本人の価値観や生活状況の把握、身体面のケアを行い、医療や介護サービスの利用につなげるなど、住み慣れた地域で暮らし続けるためのきめ細かな支援を推進。



<認知症サポーターカード>



<認知症カフェの様子>

健康推進・福祉の充実

福祉まるごとサポートセンター（福まる）

令和5年10月2日開設

- 分野・対象者の年齢・相談内容を問わず、福祉に関する様々な困りごとをまるごと受け止め、必要に応じて専門機関と連携しながら、困りごとの解決に向けたサポートをする。
- 区役所や専門の相談窓口にて、複数の専門分野にまたがる相談をいただいた場合でも、必要に応じて福祉まるごとサポートセンターが各専門機関とのコーディネート（調整）を行う。

【開所時間】

月～土曜日 8:30～17:30
(祝・休日、年末年始を除く)

【場所】

中央コミュニティセンター8階

【相談方法】

電話、FAX、メール、来所

TEL：245-5782

FAX：245-5824

Eメール：

fukumaru-sc@city.chiba.lg.jp

※本人だけでなく、家族や周りの方からの相談もお受けする



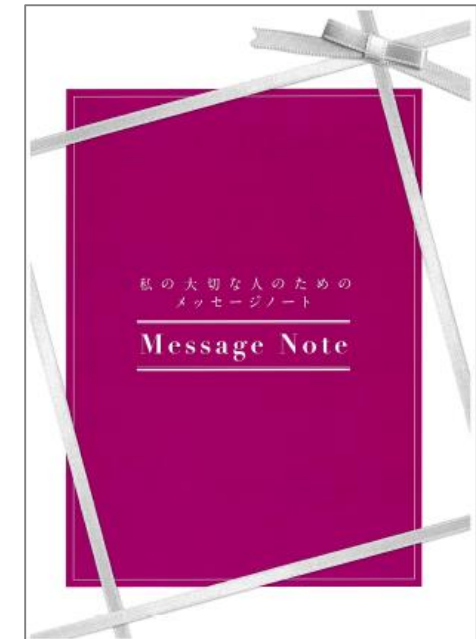
終活対策

エンディングサポート（終活支援）

人生の最後を安心して迎えるために、自分の最後をどのように過ごしたいかを一人ひとりが考え、それを伝えられるようエンディングサポート事業を開始。

- ① 民間企業との協働
- ② あんしんケアセンターによる総合相談の強化
- ③ 終活に関する講演会の実施

※ エンディングノート（終末期をどう過ごすか自分の思いを記す）は、地域包括ケア推進課とあんしんケアセンターで配布



<エンディングノート>

おくやみコーナー

ご遺族の負担軽減を図るため「おくやみコーナー」を各区役所に設置し、必要な手続きを案内するほか、申請書の代行作成等の支援や書類の受理をワンストップで行う。

千葉県平和公園合葬式樹木葬墓地

墓地をめぐる社会状況やニーズの変化に対応し、「墓地を承継する者がいない」「子どもへの承継を希望しない」「将来的な不安がある」など、墓地を承継していくことが困難である方の選択肢のひとつとして、平和公園に新たに整備。



<樹木葬墓地>